

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	安土町中屋 (中屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

これまで集落内の水稻、麦、大豆及び露地野菜等の生産を行い省力化に努めてきた。
平成29年度に本換地による登記も完了したことを受けて、農事組合は約77%の農地を受託し、今後も受け皿となるべき法人組合として生産技術の向上、労働時間の短縮と所得の向上を図り、補助金に頼らない経営体質の実現を目指す。さらには、集落内の農地を維持管理することの使命を果たす。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻:一発施肥による省力化と環境こだわり米の取組、フレコン出荷による省力化。
麦:暗渠排水、弾丸暗渠による排水対策、ドローン防除、乾燥麦出荷(自家乾燥)
大豆:排水対策、畝間栽培による中耕カルチでの雑草対策
野菜:信長ねぎで統一。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の区画拡大のため、畦畔除去・均平化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在受託している農地については農地中間管理機構経由とし、貸し手・受け手の賃貸借契約の統一化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化はすでに取り組んでいるが、落差等大規模な基盤整備作業については、農地耕作条件改善事業等を積極的に活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後は隣接する集落の農用地の受託による経営面積の拡大、さらには担い手不足対策として隣接する担い手組織との協働も視野に連携を深める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手不足の解消策として今後の検討課題とする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②有機・減農薬を進める。
 ③スマート農業対応の機械の導入を進める。
 ⑧用排水施設や畦畔の維持管理を行う。